



金 沢 市 公 報

第 2 9 4 8 号

平成30年(2018年)9月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (") 5
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	1	○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (") 5
○児童福祉法の規定による医療機関の所在地の変更について (地域保健課)	1	○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (") 5
● 公 告		○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (") 5
○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の締結について (都市計画課)	2	● 公営企業告示
● 選挙管理委員会告示		○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 6
○金沢市長選挙に係る説明会の開催について (選挙管理委員会)	5	○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (") 6
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (")	5	

告 示

●金沢市告示第268号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前		変 更 後		変更年月日
		町の名称	地番及び街区符号	町の名称	地番及び街区符号	
若谷町会	区域	若松町3丁目	2番地～291番地	若松町3丁目	全域（若谷地区）	平成30年8月8日

●金沢市告示第269号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第19条の19の規定により次のとおり告示します。

平成30年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
V・drug 直江薬局	金沢市直江町25街区13番地	金沢市直江東1丁目110番地	平成30年1月27日

公 告

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

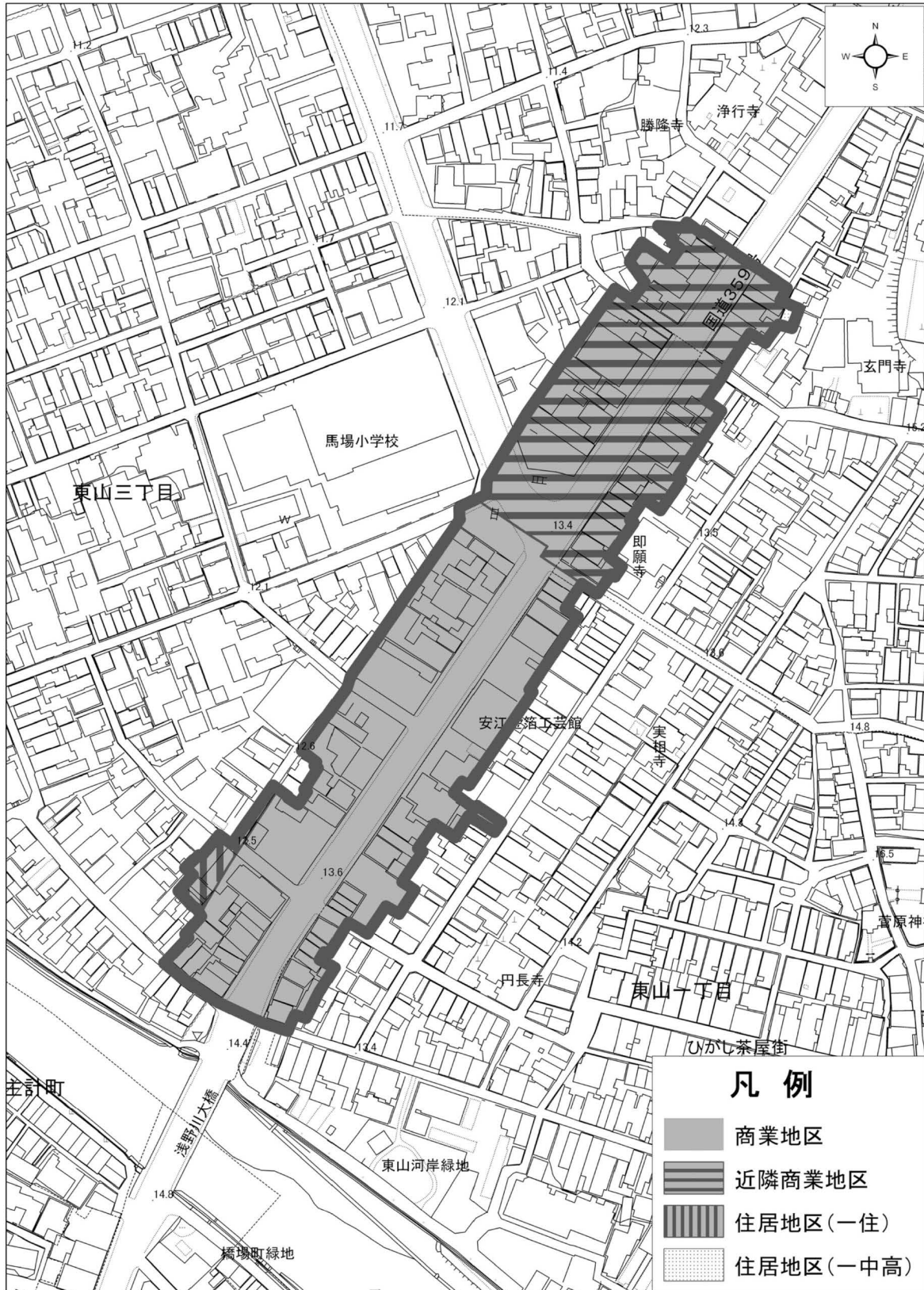
- 1 協定を締結した相手方
東山大通り地区の住民等
- 2 協定締結した年月日
平成30年8月28日
- 3 協定番号
31
- 4 協定の名称
東山大通り地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	東山大通り地区まちづくり計画				
まちづくり計画の対象となる区域	東山1丁目、東山2丁目、東山3丁目及び森山1丁目の各一部				
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約2.7ha				
まちづくりの目標	本地区は、浅野川のほとりの城下町金沢の玄関口に位置し、旧北国街道沿いに街並みが形成されてきた。かつては路面電車が通り人の往来も多く、沿道に商店が軒を連ねる本地区は、今もなお、多くの来街者でにぎわう地区であり、誰もが歩いて楽しめる空間を創出することを目標とする。				
まちづくりの方針	東山大通りの沿道に相応しい商業地としてのにぎわいを創出しながらも、良好な住環境が共存したまちづくりを推進する。				
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の細区分	商業地区	近隣商業地区	住居地区（一住）	住居地区（一中高）
	面積	約1.6ha	約1.0ha	約0.09ha	約0.01ha
	次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。				
	(1) 自動車教習所、畜舎、自動車修理工場又は葬儀場		—		
	(2) 倉庫業を営む倉庫				
	(3) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの				
	(4) カラオケボックスその他これに類するもの				
	(5) ナイトクラブその他これに類するもの				
	(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設				
	(7) 自動車車庫で床面積の合計が300㎡を超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの。ただし、建築物		—		

建築物等の用途の制限	<p>に附属する自動車車庫にあつては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の5の5第1号又は第3号に掲げるもの</p> <p>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号（風俗営業）に掲げる営業の用に供するもの</p>	
	<p>(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第3号及び第5号（店舗型性風俗特殊営業）並びに第9項（店舗型電話異性紹介営業）に掲げる営業の用に供するもの</p>	
	<p>(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの</p>	
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>(広告物等)</p> <p>1 広告物等を設置する場合（変更する場合を含む。）は、事前に東山大通り地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と協議しなければならない。</p> <p>2 広告物等は、地色にけばけばしい色彩を使用しないなど、地域の街並み景観に資するもののうち、次に該当するものとする。ただし、協議会が認めるもの（第2号のうち点滅灯及び回転灯に係るものを除く。）については、この限りでない。</p> <p>(1) 屋上に設置しないもの</p> <p>(2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの</p> <p>(3) のぼり及び旗状の広告物でないもの</p>	
	土地利用等の制限	<p>(1) 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更しようとする者を含む。）は、事前に協議会と協議しなければならない。</p> <p>(2) 新たに駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの（コインパーキング等）を設置しないよう努める。</p>
その他		<p>(1) 建築物を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p> <p>(2) 建築物を住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p> <p>(3) 国道359号に面する敷地で屋外に商品陳列ワゴン等を設置する場合は、通行の妨げにならないよう努める。</p> <p>(4) 国道359号に面する敷地に設置される電線の立ち上がり管、配線及び電気メーター等は、色彩を工夫し、周辺の公共空間からの見え方に配慮するよう努める。</p> <p>(5) 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。</p>

- (6) 道路に面する部分など敷地内の緑化に努める。
- (7) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。
- (8) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。

東山大通り地区まちづくり協定区域図



選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第49号

平成30年11月11日執行予定の金沢市長選挙における選挙運動関係法規等の周知を図るため、立候補予定者及びその他の関係者に対する説明会を次のとおり開催します。

平成30年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 日 時 平成30年10月2日(火)午後2時
- 2 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市議会全員協議会室

●金沢市選挙管理委員会告示第50号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数)を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,549人

●金沢市選挙管理委員会告示第51号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数)を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,814人

●金沢市選挙管理委員会告示第52号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数)を、同条第2項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,814人

●金沢市選挙管理委員会告示第53号

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数)を、同条第30項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,549人

●金沢市選挙管理委員会告示第54号

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有

する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,907人

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第28号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年9月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 平成30年5月1日から同年7月31日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 55,700円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 61,560円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 56,420円
- 2 原料価格変動額 33,100円
算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 56,420円（1トン当たり平均原料価格）＝ 33,100円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額－33,100円（原料価格変動額）／ 100円×0.082円
この結果、平成30年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から27.15円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

●金沢市公営企業告示第29号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年9月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 平成30年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格
1トン当たり 61,560円
- 2 原料価格変動額 24,700円
算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 61,560円（1トン当たり平均原料価格）＝ 24,700円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額－24,700円（原料価格変動額）／ 100円×0.204円
この結果、平成30年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から50.39円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

平成30年(2018年)9月11日 印刷	発行人	金 沢 市
平成30年(2018年)9月11日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円 印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄